

進めたい。運営経費等は危機管理課、その他関係機関と連携して進めていきたい。

問 東日本大震災では宮城県で聴覚障がい者が74人亡くなっているが、聴覚障がい者の情報バリアをなくす対策は。

答 避難所において、看板・ボード等への情報の掲示、手話通訳者や要約筆記者のサポート、「手話ができます」や「耳が不自由です」と書いたゼッケンやビブスの着用、視覚情報を提供するテレビの設置等がある。

問 本市の43箇所の避難所の1つである千寿荘が取り壊されるが、シルクの杜に変わるのか。また災害情報をわかりやすく伝えるための「やさしい日本語」が東日本大震災を契機に全国的に広がっているが、本市は地域防災計画に「やさしい日本語」による情報提供を盛り込んでいるか。

答 千寿荘から新しくできたシルクの杜に避難所の指定を変更した。本市では道路に設置している避難所誘導看板に日本語と英語を併記するとともに、一目で避難施設であることがわかるピクトグラムとこの絵記号を表示している。

洪水ハザードマップについてもイラストや色を多用し、最低限の情報が理解できるように配慮している。

問 少なくとも福祉避難所に指定されている場所には数ヶ国語で表示しなければならぬと考えるがどうか。

答 表記するという形で進めたいが何ヶ国語かについては協議して対応したい。

問 地域の防災力を強化する上で市の役割をどう考えるか。視覚、聴覚障がい者等に対応できる福祉避難所の充実が今後必要不可欠になるがどう考えているか市長に聞きたい。

答 防災について考え、学び、備えること、そして地域のつながりが重要であると考えている。本市では阪神・淡路大震災を契機に、自主防災組織の結成、育成を支援しており、現在では7割以上の世帯が地域の自主防災組織に加入している。また、かしはら安心パークでの訓練・講座メニューを多くの自主防災組織等が活用している。また地域のつながりが非常に重要であり、見守り隊の方達も含め、個人情報保護と言われる中でも障がい者の皆さんに対しては、し

っかりとした情報を共有する必要がありと考えている。



避難所誘導看板

「地域農業を守る」施策

問 農業委員会等に関する法律が一部改正され本年4月から施行されているが、農業委員会の位置づけがこれによって変わった点は。

答 農地等の利用の最適化の推進が新たに必須業務に位置づけられたこと、農地利用最適化推進委員が新設されたこと、農業委員の選出方法が公選制から市長が議会の同意を得て任命する制度に変わり、定数が現在26名から14名になったこと等がある。

るスケジュールは。また任命にかかる要件とその対応は。

答 改正法は4月1日から施行されているが、現在の農業委員は経過措置により本年12月19日が任期満了となる。5月10日から6月6日まで推薦と募集を行い、農業委員候補者は定数14名に対し推薦15名、応募2名だった。農地利用最適化推進委員候補者は定数11名に対し推薦12名、応募者なしだった。今後は農業委員候補者評価委員会を開催し、結果を市長に報告の後、9月定例会に同意案件として上程をする。法改正に伴う新たな要件として、農業委員定数に対し認定農業者を過半数任命、ただし認定農業者が定数の8倍、本市では112名より少ない場合は4分の1まで下げると定められており、本市の場合、対象となる認定農業者は26名なので、農業委員定数のうち認定農業者及び準ずる方を4名まで下げることができ、これも議会の同意が必要となる。また農業委員に女性及び利害関係のない者がそれぞれ1名以上任命し、各委員の年齢に偏りがなくよう配慮することが今回要件とし

て課せられた。

問 評価委員会での評価基準や資格要件等は既にできているのか。農地利用最適化推進委員も同様だが、例えば市内の者に限定する等として、農地法第3条、第4条、第5条を逆手にとって悪用されないようにはすることが必要であると考えているが、農業委員会としてどう考えるか。

答 資格要件については認定農業者や女性委員といった要件が優先されると考えており、また今回募集に当たり市内に在住する方という規定をした。また農業委員会が設定した区域の中から代表として新しく推進委員が設置され、しっかりと農地の見守り、監視をしてもらいたいと考えている。

問 地域に根差した農業の振興計画づくり、地域の特産物の振興、農家経営に対する支援策を本市が推進していく上で農業委員会の重要な役割を認識して、今後もそれでタイアップしていくのか、市長の考え方は。

答 農業委員会と行政はタイアップしてやっていき、また議員に対しても所管事務調査等を行った上で報告をしてい